

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋  
理 事 宮城 淳



救急災害関係通知文の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「救急災害関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料を当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いいたします。また、インターネットに対応していないなど紙ベース（印刷物）での提供をご希望の際は、お手数ですが、下段（FAX）にて那覇市医師会・事務局までお申し込みいただきますようご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 190 号F  
令和4年5月11日

地区医師会救急災害担当理事 殿

沖縄県医師会  
常任理事 田名 毅

救急災害関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、日本医師会より、救急関係通知文が届いておりますので、ご連絡申し上げます。  
本通知①は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領が改正され、令和4年4月1日から適用されることから、各都道府県の地域防災計画の策定や災害時の医療体制整備に際して JMAT との連携等に活用いただきたい旨の周知依頼が示されております。  
②は、去る3月20日、内閣府により開催された「地区防災計画フォーラム2022」のアーカイブ動画が YouTube で公開された旨の周知依頼が示されております。  
③は、国土交通省において作成された「避難確保計画作成の手引き」が「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」として改定され、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容が加えられると共に、施設職員等の防災学習等に活用していただくための e ラーニング教材が作成された旨が示されております。  
④は、精神科救急医療体制整備事業実施要綱の一部が改正されるとともに、記載マニュアルも改訂がなされていることから、本改正内容の周知依頼が示されております。  
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。  
なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ①「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領について」の一部改正について  
(令和4年4月5日 日医発第107号(地域))
- ②内閣府「地区防災計画フォーラム2022」のアーカイブ動画の公開について  
(令和4年4月15日 日医発第224号(地域)(介護))
- ③要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について  
(令和4年4月15日 日医発第223号(介護)(健II)(地域))
- ④精神科救急医療体制整備事業の実施について (令和4年4月19日 日医発第244号(健II))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務1課：新垣、徳村  
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089

★ 救急災害関係通知文の送付について (①28項、②2項、③174項、④42項、全246項)

Q1. 別添資料の紙ベースでの送付について ( 必要項目○印：①・②・③・④・全項 )

施設名 \_\_\_\_\_

FAX送付先 : 098-867-3750